



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和3年10月22日金曜日 第252号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）...1260

告 示

- 落札者等の告示.....（税務課）...1261
- 指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）...1261
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）...1261
- 知事指定薬物の指定.....（薬務衛生課）...1261
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）...1262
- 保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....（森林整備課）...1263
- 解除予定保安林にする旨の通知.....（ " ）...1263
- くろまぐる（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）...1263
- 建設業者の営業の停止命令.....（土木管理課）...1264
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....（都市計画課）...1264
- 落札者等の告示（2件）.....（会計課）...1264
- 指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）...1264
- 指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）...1265
- 指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）...1265
- 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）...1265
- 道路の供用開始（県道興居島循環線）.....（中予地方局管理課）...1266
- 落札者等の告示.....（義務教育課）...1266

公 告

ディスプレイモニター等の購入.....（会計課）...1266

監 査 公 表

定期監査結果の公表.....（監査事務局）...1267

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）...1275
- 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）...1275
- 政治団体の解散の届出.....（ " ）...1276
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）...1276

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第76号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| （会計管理者等の事務の一部委任） | （会計管理者等の事務の一部委任） |
| 第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり | 第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり |

とする。

(1) 省略

(2) 総務部総務管理局総務管理課調整管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れるふると寄附金及び遺贈寄附金の収納及び保管に関すること。

(3) - (16) 省略

2 省略

とする。

(1) 省略

(2) 総務部総務管理局総務管理課調整管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れるふると寄附金_____の収納及び保管に関すること。

(3) - (16) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1206号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|-----------------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------|------------------|---------------|-----------|
| 次期県税システム機器の借入れ | 愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和3年9月28日 | 四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15 | 990,000円 (月額) | 一般競争入札 | 令和3年8月17日 |

○愛媛県告示第1207号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | | | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|------------|--------------------------------------|--------------|---------------|------------|
| | | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 西の土居あらいクリニック | 新居浜市西の土居町1丁目8番5号 | 荒井 政森 | 松山市道後町2丁目11番23号 フローレンス道後町グランドアーク801号 | 荒 井 政 森 | 精神通院医療 | 令和3年10月1日 |
| レディ薬局東本店 | 松山市枝松一丁目9番8号 | 株式会社 レディ薬局 | 松山市南江戸四丁目3番37号 | 代表取締役 白石 明 生 | 精神通院医療（薬局） | 令和3年10月16日 |
| ひのき調剤薬局 | 八幡浜市松谷3丁目1006番1 | 株式会社アポリード | 八幡浜市大平1番耕地774番地5 | 代表取締役 井上 貴 博 | 精神通院医療（薬局） | 令和3年9月21日 |

○愛媛県告示第1208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 所 在 地 | | 担当する医療の種類 | 変 更 年月日 |
|---------------|-----------------------------|--------------------------------|-----------|-----------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 | | |
| 訪問看護ステーションいまる | 松山市天山三丁目14-25 天山中央ビル事務所205号 | 松山市東石井六丁目5番12号 グランドハイム東石井102号室 | 精神通院医療 | 令和3年9月18日 |

号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) 1 - [1 - (ベンゾ [b] チオフェン - 2 - イル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- (2) N, N - ジエチル - 2 - { 2 - [(4 - メトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } エタン - 1 - アミン及びその塩類
- (3) キノリン - 8 - イル = 3 - [(4 , 4 - ジフルオロピペリジン - 1 - イル) スルフォニル] - 4 - メチルベンゾアート及びその塩類
- (4) N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (シクロヘキシルメチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類

○愛媛県告示第1209号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53

| | |
|---|--|
| <p>類</p> <p>(5) 前各号に掲げる物を含有する物</p> <p>2 指定の理由</p> <p>愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のう</p> | <p>ち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。</p> <p>3 効力発生の日</p> <p>令和3年10月23日</p> |
|---|--|

○愛媛県告示第1210号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 の 日 | 届 出 の 日 |
|-----------------|------------------|---------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------|---------------|
| スーパードラッグコスモス宇和店 | 西予市宇和町上松葉179番1 外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 | 令和3年 8月24日 | 令和3年 10月8日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1211号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 の 日 | 届 出 の 日 |
|--------------------|-----------------|----------------------|---|---|---------------------|---------------|
| 松山三越・ファッションタウン アヴァ | 松山市一番町三丁目1番地1 外 | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | 株式会社三越伊勢丹 代表取締役 杉江 俊彦 松山総合開発株式会社 代表取締役 宮崎 修一 | 株式会社三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸 松山総合開発株式会社 代表取締役 宮崎 修一 | 令和3年 4月1日 | 令和3年 10月5日 |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | 株式会社松山三越 ほか18者 | 株式会社松山三越 ほか20者 | 令和3年 11月6日 ほか | |

○愛媛県告示第1212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更する年月日 | 届出年月日 |
|--------------------|-----------------|-------------------------------|---|---|-----------|-----------|
| 松山三越・ファッションタウン アヴァ | 松山市一番町三丁目1番地1 外 | 駐輪場の位置及び収容台数 | 681台 | 581台 | 令和3年10月6日 | 令和3年10月5日 |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 松山三越 午前9時から午後8時まで ファッションタウン アヴァ 午前10時から午後8時まで | 松山三越 午前9時から午後9時まで ファッションタウン アヴァ 午前10時から午後8時まで | | |
| | | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時30分から午後8時30分まで | 午前8時30分から午後9時30分まで | | |

○愛媛県告示第1213号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
四国中央市新宮町馬立4112から4114まで、4128、4129

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新宮町馬立4112・4113・4128・4129（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1214号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市野村町長谷1030、1032

- 2 指定の目的
水源の涵養

- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
野村町長谷1032（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1215号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市別子山字弟地乙528の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1216号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量（令和3年7月愛媛県告示第976号）を次のとおり変更した。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 変更後 | |
|---------------------|------------|-------|-------|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 愛媛県くろまぐる（小型魚） 漁業 | 4月から6月まで | 0.1トン | 0.1トン |
| | 7月から9月まで | 3.9トン | 0.5トン |
| | 10月から12月まで | 1.0トン | 4.4トン |
| | 1月から3月まで | 1.6トン | 1.6トン |
| | 総計 | 6.6トン | 6.6トン |

○愛媛県告示第1217号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

| 許可番号 | 許年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 営業の停止を命じた年月日 | 停止を命じた営業の範囲 | 営業の停止を命じた期間 | 営業の停止を命ずる原因となった事実 |
|-------------|------------|----------|-------|------------------|--------------|--|---------------------------------|---|
| (特30)第9266号 | 平成30年11月5日 | 株式会社予州興業 | 寺原 哲也 | 四国中央市川之江町2529-34 | 令和3年10月14日 | 土木工事業の営業のうち、公共工事に係るもの注「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。 | 令和3年10月26日から令和4年10月25日まで（365日間） | 株式会社予州興業の前代表取締役は、四国中央市が入札を執行した3件の海岸保全施設改良工事に、市担当職員から秘密事項である直接工事費又は予定価格の教示を受けて同工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を書すべき行為をしたとして、公契約関係競売入札妨害の罪により、令和3年7月19日付けで懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。 |

○愛媛県告示第1218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画特定用途制限地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1220号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|------------------------------|-------------------------------|-----------|---|-------------|---------------|-----------|
| 大気試料導入装置付きガスクロマトグラフ質量分析装置 一式 | 愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和3年10月5日 | 化研テクノ株式会社 松山営業所 愛媛県松山市来住町14-45番地1 | 18,370,000円 | 一般競争入札 | 令和3年8月24日 |

○愛媛県告示第1221号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|--------------------------|-------------------------------|-----------|-----------------------------------|-------------|---------------|-----------|
| 液体クロマトグラフ タンデム型質量分析装置 一式 | 愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和3年10月5日 | 株式会社日進機械松山支店 愛媛県松山市余戸南3丁目6番27号 | 19,173,000円 | 一般競争入札 | 令和3年8月24日 |

○愛媛県告示第1222号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和3年10月22日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

| 事業者番号 | 指定障害児通所支援事業者 | | | 指定障害児通所支援の種類 | 指定障害児通所支援事業所 | | 指年月日 |
|------------|--------------|---------------------|--------|--------------|--------------|-------------------|----------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名称 | 所在地 | |
| 3850200449 | キャレオス株式会社 | 広島県福山市新市町大字戸手102番地1 | 藤井克樹 | 放課後等デイサービス | 夢門塾ゆうゆう日吉 | 愛媛県今治市北日吉二丁目4番16号 | 令和3年7月1日 |

| | | | | | | | |
|------------|-------------|--------------------|------|--------|---------------------------|--------------------|----------|
| 3850500376 | 一般社団法人 稲井学園 | 愛媛県新居浜市船木甲4879番地の3 | 稲井 崇 | 児童発達支援 | 児童発達支援・放課後等デイサービス オールマイティ | 愛媛県新居浜市船木甲4879番地の3 | 令和3年9月1日 |
|------------|-------------|--------------------|------|--------|---------------------------|--------------------|----------|

○愛媛県告示第1223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和3年10月22日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|------------|------------------|--------------------|---------|---------------|----------------|--------------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3811300700 | 一般社団法人笑結 | 愛媛県四国中央市土居町小林693番地 | 曾我部 友 貴 | 同行援護 | ヘルパーステーション ましる | 愛媛県四国中央市土居町小林693番地 | 令和3年8月1日 |
| 3810201024 | サスケITサービス株式会社 | 愛媛県新居浜市西町1番30号 | 白 石 光 廣 | 就労継続支援A型 | サスケ設計工房今治東 | 愛媛県今治市北高下町一丁目3番35号 | 令和3年9月1日 |
| 3820600728 | 株式会社リビング・サポート研究所 | 愛媛県西条市新市663番地1 | 川 口 清 孝 | 共同生活援助 | 共同生活援助あうん館 媛達磨 | 愛媛県西条市中野甲1330-1 | 令和3年9月1日 |

○愛媛県告示第1224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年10月22日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 | | 廃 止 日 年 月 日 |
|------------|-----------------|-------------------|---------|---------------|--------------------|-----------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3820500035 | 社会福祉法人 すいよつ会 | 愛媛県新居浜市郷甲687番地 | 矢 野 健 吾 | 共同生活援助 | 障害者グループホーム すいよつ | 愛媛県新居浜市郷4丁目9-43 | 令和3年8月31日 |
| 3820200024 | 社会福祉法人 今治福祉施設協会 | 愛媛県今治市南宝来町1丁目9番地8 | 胡 井 裕 志 | 共同生活援助 | グループホーム うずしお | 愛媛県今治市山口甲5番地2 | 令和3年9月30日 |
| 3810600092 | 社会福祉法人 聖風会 | 愛媛県西条市氷見字上寺丙195番地 | 眞 鍋 敏 朗 | 居宅介護 | 居宅介護事業所 ていすい | 愛媛県西条市禎瑞385番地 | 令和3年9月30日 |
| 3810600092 | 社会福祉法人 聖風会 | 愛媛県西条市氷見字上寺丙195番地 | 眞 鍋 敏 朗 | 重度訪問介護 | 居宅介護事業所 ていすい | 愛媛県西条市禎瑞385番地 | 令和3年9月30日 |
| 3810600092 | 社会福祉法人 聖風会 | 愛媛県西条市氷見字上寺丙195番地 | 眞 鍋 敏 朗 | 同行援護 | 居宅介護事業所 ていすい | 愛媛県西条市禎瑞385番地 | 令和3年9月30日 |

○愛媛県告示第1225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、夫婦山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年10月22日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 | 岡 宮 涉 | 松山市上伊台町864 |
| " | 高 市 峰 雄 | 松山市菅沢町甲313 |
| " | 安 永 慎 吾 | 松山市下伊台町1009 |
| " | 三 好 孝一郎 | 松山市客甲542-1 |
| " | 河 内 誠 一 | 松山市客甲231 |
| 監 事 | 野 本 仁 | 松山市菅沢町甲307 |
| " | 重 松 一 広 | 松山市下伊台町1733-2 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------|
| 理 事 | 岡 宮 涉 | 松山市上伊台町864 |
| " | 高 市 峰 雄 | 松山市菅沢町甲313 |
| " | 安 永 慎 吾 | 松山市下伊台町1009 |
| " | 三 好 英 樹 | 松山市客甲153 |
| " | 河 内 誠 一 | 松山市客甲231 |
| 監 事 | 野 本 仁 | 松山市菅沢町甲307 |
| " | 西 崎 伸 承 | 松山市上伊台町744-1 |

○愛媛県告示第1226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|---------------|------------|
| 県道 | 興居島循環線 | 松山市門田町丙209番23 | 令和3年10月22日 |

○愛媛県告示第1227号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

| 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 随意契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約にした理由 |
|---------------------------|---|----------------|--|--------------|--|
| えひめICT学習支援システム開発・運用保守業務一式 | 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和3年8月31日 | 株式会社シンプルエデュケーション 東京都千代田区麹町2-1 PMO半蔵門2F | 189,937,000円 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年10月22日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ディスプレイモニター等の購入
- (2) 購入物品名及び数量
ディスプレイモニター等 一式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和4年3月18日(金)
- (5) 納入場所
入札説明書等による。
- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
令和3年12月2日(木)午前9時から同月3日(金)午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
令和3年12月3日(金)午後1時30分
愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和3年11月26日（金）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: a display used for the multi display 1 494
(2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 3 December 2021
(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

監査公表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年10月22日

愛媛県監査委員 永井一平
同 森高康行
同 高橋正浩
同 毛利修三

1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査員

告示第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財務監査

3 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。

4 監査の実施内容

令和2年度財務に係る本庁・地方局・地方機関の定期監査を215機関に対して実施した。

Table with 4 columns: 区分, 実地監査, 書面監査, 計. Rows include 知事部局, 諸局, 教育委員会, 公安委員会, 合計.

5 監査対象機関と監査の結果

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Lists various departments like 総務管理課, 人事課, etc.

| | |
|------------|-----------|
| まなび推進課 | 令和3年8月10日 |
| 観光国際課 | 令和3年8月6日 |
| 自転車新文化推進課 | 令和3年8月6日 |
| 県民生活課 | 令和3年8月11日 |
| 男女参画・県民協働課 | 令和3年8月11日 |
| 人権対策課 | 令和3年8月11日 |
| 防災危機管理課 | 令和3年8月6日 |
| 消防防災安全課 | 令和3年8月6日 |
| 原子力安全対策課 | 令和3年8月6日 |
| 環境政策課 | 令和3年8月5日 |
| 循環型社会推進課 | 令和3年8月5日 |
| 自然保護課 | 令和3年8月5日 |
| 保健福祉課 | 令和3年8月27日 |
| 医療対策課 | 令和3年8月27日 |
| 医療保険課 | 令和3年8月27日 |
| 健康増進課 | 令和3年8月18日 |
| 薬務衛生課 | 令和3年8月18日 |
| 子育て支援課 | 令和3年8月18日 |
| 障がい福祉課 | 令和3年8月18日 |
| 長寿介護課 | 令和3年8月18日 |
| 産業政策課 | 令和3年8月20日 |
| 企業立地課 | 令和3年8月20日 |
| 労政雇用課 | 令和3年8月20日 |
| 産業創出課 | 令和3年8月10日 |
| 産業人材課 | 令和3年8月10日 |
| 経営支援課 | 令和3年8月10日 |
| 農政課 | 令和3年8月26日 |
| 農業経済課 | 令和3年8月11日 |
| ブランド戦略課 | 令和3年8月11日 |
| 農地整備課 | 令和3年8月26日 |
| 農産園芸課 | 令和3年8月26日 |
| 畜産課 | 令和3年8月11日 |
| 林業政策課 | 令和3年8月31日 |
| 森林整備課 | 令和3年8月31日 |
| 漁政課 | 令和3年8月17日 |
| 水産課 | 令和3年8月17日 |
| 漁港課 | 令和3年8月17日 |
| 土木管理課 | 令和3年8月26日 |
| 用地課 | 令和3年8月26日 |
| 河川課 | 令和3年8月20日 |
| 港湾海岸課 | 令和3年8月20日 |
| 砂防課 | 令和3年8月20日 |
| 道路建設課 | 令和3年8月23日 |
| 道路維持課 | 令和3年8月23日 |
| 都市計画課 | 令和3年8月23日 |
| 都市整備課 | 令和3年8月23日 |

| | |
|----------|-----------|
| 建築住宅課 | 令和3年8月23日 |
| 出納局 | 令和3年8月17日 |
| 人事委員会事務局 | 令和3年8月5日 |
| 議会事務局 | 令和3年8月26日 |
| 監査事務局 | 令和3年8月31日 |
| 労働委員会事務局 | 令和3年8月17日 |

(監査の結果)

令和2年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の行政代執行費用(高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの)について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------|------|----------|------------|
| 30年度 | 1者 | 546,962 | 令和2年度決算による |

(循環型社会推進課)

2 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------------|------|------------|------------|
| 16年度及び17年度 | 458者 | 40,817,820 | 令和2年度決算による |

(保健福祉課)

3 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|---------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 85,820 | 914,740 | 1,000,560 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 0 | 954,740 | 954,740 | |
| 差引増減 | 85,820 | 40,000 | 45,820 | |

(子育て支援課)

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|-------------|-------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 5,348,843 | 249,053,777 | 254,402,620 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 6,009,395 | 248,092,854 | 254,102,249 | |
| 差引増減 | 660,552 | 960,923 | 300,371 | |

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 187,983 | 19,916,400 | 20,104,383 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 191,557 | 19,945,852 | 20,137,409 | |
| 差引増減 | 3,574 | 29,452 | 33,026 | |

(子育て支援課)

5 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------|------|----------|------------|
| 2年度 | 1者 | 140,000 | 令和2年度決算による |

(障がい福祉課)

6 中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------|------|-----------|------------|
| 29年度 | 1者 | 5,096,460 | 令和2年度決算による |

(経営支援課)

7 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 0 | 60,129,846 | 60,129,846 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 0 | 62,599,846 | 62,599,846 | |
| 差引増減 | 0 | 2,470,000 | 2,470,000 | |

(林業政策課)

8 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------------------------------|------|-----------|------------|
| 平成19年度 ~平成21年度 及び令和元年度 | 3者 | 1,448,465 | 令和2年度決算による |

(林業政策課)

9 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、令和2年度末の歳入不足額は21億8,520万円と、前年度より4,132万円減少しているものの、令和2年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(森林整備課)

10 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 0 | 4,364,000 | 4,364,000 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 4,260,000 | 1,482,000 | 5,742,000 | |
| 差引増減 | 4,260,000 | 2,882,000 | 1,378,000 | |

(漁政課)

11 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|-----------------|------|-----------|------------|
| 22年度及び 令和2年度 | 2者 | 1,653,236 | 令和2年度決算による |

(漁政課)

12 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|-----|----------|------------|------------|----|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 0 | 25,188,819 | 25,188,819 | |

| 元年度 | 403,688 | 26,977,417 | 27,381,105 | 金額は各年度の決算による |
|------|---------|------------|------------|--------------|
| 差引増減 | 403,688 | 1,788,598 | 2,192,286 | |

(建築住宅課)

13 工事の契約手続遅延に伴う損害弁償金(消費税増税分)について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------|------|-----------|------------|
| 元年度 | 1者 | 9,751,200 | 令和2年度決算による |

(建築住宅課)

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|-----------|-------------------------|
| 東予地方局 | |
| 地域産業振興部 | 令和3年7月26日 |
| 今治支局 | 令和3年7月26日、 令和3年7月30日 |
| 健康福祉環境部 | 令和3年7月26日、 令和3年7月30日 |
| 四国中央保健所 | 令和3年7月26日 |
| 農業水産振興部 | 令和3年7月29日、 令和3年7月30日 |
| 東予家畜保健衛生所 | 令和3年7月29日 |
| 建設部 | 令和3年7月26日 |
| 四国中央土木事務所 | 令和3年7月26日 |
| 今治土木事務所 | 令和3年7月30日 |
| 鹿森ダム管理事務所 | 令和3年7月26日 |
| 黒瀬ダム管理事務所 | 令和3年7月26日 |
| 玉川ダム管理事務所 | 令和3年7月30日 |
| 台ダム管理事務所 | 令和3年7月30日 |
| 出納室 | 令和3年7月26日 |

(監査の結果)

令和2年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 172,765,114 | 142,337,463 | 315,102,577 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 141,945,177 | 178,420,799 | 320,365,976 | |
| 差引増減 | 30,819,937 | 36,083,336 | 5,263,399 | |

(地域産業振興部)

2 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|---------|---------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 0 | 292,020 | 292,020 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 0 | 327,020 | 327,020 | |
| 差引増減 | 0 | 35,000 | 35,000 | |

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|------------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 10,227,252 | 51,638,800 | 61,866,052 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 10,421,564 | 47,442,675 | 57,864,239 | |
| 差引増減 | 194,312 | 4,196,125 | 4,001,813 | |

(父子福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|---------|---------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 40,123 | 133,000 | 173,123 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 90,750 | 42,250 | 133,000 | |
| 差引増減 | 50,627 | 90,750 | 40,123 | |

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|-----------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 114,300 | 2,236,871 | 2,351,171 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 242,415 | 2,058,272 | 2,300,687 | |
| 差引増減 | 128,115 | 178,599 | 50,484 | |

(健康福祉環境部)

4 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|-----------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 463,400 | 1,739,000 | 2,202,400 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 525,400 | 2,347,500 | 2,872,900 | |
| 差引増減 | 62,000 | 608,500 | 670,500 | |

(建設部)

5 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 1,459,700 | 1,744,400 | 3,204,100 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,060,500 | 1,464,300 | 2,524,800 | |
| 差引増減 | 399,200 | 280,100 | 679,300 | |

(建設部(今治土木事務所))

6 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(建設部(今治土木事務所))

監査対象機関 監査年月日

| | |
|-----------|-----------|
| 中予地方局 | |
| 地域産業振興部 | 令和3年7月16日 |
| 健康福祉環境部 | 令和3年7月16日 |
| 農林水産振興部 | 令和3年7月16日 |
| 中予家畜保健衛生所 | 令和3年7月16日 |
| 建設部 | 令和3年7月16日 |
| 久万高原土木事務所 | 令和3年7月16日 |

(監査の結果)

令和2年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 387,182,235 | 272,146,032 | 659,328,267 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 266,596,924 | 296,618,427 | 563,215,351 | |
| 差引増減 | 120,585,311 | 24,472,395 | 96,112,916 | |

(地域産業振興部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 3,241,078 | 18,024,578 | 21,265,656 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,947,578 | 16,162,971 | 18,110,549 | |
| 差引増減 | 1,293,500 | 1,861,607 | 3,155,107 | |

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|-----------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 1,728,824 | 9,161,352 | 10,890,176 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,584,321 | 9,101,399 | 10,685,720 | |
| 差引増減 | 144,503 | 59,953 | 204,456 | |

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|---------|---------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 116,534 | 713,200 | 829,734 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 127,128 | 787,679 | 914,807 | |
| 差引増減 | 10,594 | 74,479 | 85,073 | |

(健康福祉環境部)

4 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 3,885,198 | 9,678,471 | 13,563,669 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 5,461,358 | 15,135,301 | 20,596,659 | |
| 差引増減 | 1,576,160 | 5,456,830 | 7,032,990 | |

(建設部)

5 収入未済の河川不法投棄物処分費用負担金について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------|------|----------|------------|
| 29年度 | 1者 | 248,400 | 令和2年度決算による |

(建設部)

6 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害(679,567円)を与えた。

(建設部)

7 収入未済の工事請負契約の解除に伴う違約金及び前払金余剰額に対する利息について、適切に債権管理されたい。

(違約金)

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------|------|----------|------------|
| 26年度 | 1者 | 270,100 | 令和2年度決算による |

(利息)

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------|------|----------|------------|
| 26年度 | 1者 | 247,885 | 令和2年度決算による |

(建設部(久万高原土木事務所))

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|------------|------------------------|
| 南予地方局 | |
| 地域産業振興部 | 令和3年7月9日 |
| 八幡浜支局 | 令和3年7月9日、 令和3年7月12日 |
| 健康福祉環境部 | 令和3年7月9日、 令和3年7月12日 |
| 農林水産振興部 | 令和3年7月9日、 令和3年7月12日 |
| 南予家畜保健衛生所 | 令和3年7月12日 |
| 建設部 | 令和3年7月9日 |
| 大洲土木事務所 | 令和3年7月12日 |
| 八幡浜土木事務所 | 令和3年7月12日 |
| 西予土木事務所 | 令和3年7月12日 |
| 愛南土木事務所 | 令和3年7月9日 |
| 須賀川ダム管理事務所 | 令和3年7月9日 |
| 山財ダム管理事務所 | 令和3年7月9日 |
| 出納室 | 令和3年7月9日 |

(監査の結果)

令和2年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|------------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 47,331,685 | 45,146,963 | 92,478,648 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 50,762,047 | 45,764,246 | 96,526,293 | |
| 差引増減 | 3,430,362 | 617,283 | 4,047,645 | |

(地域産業振興部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 1,369,221 | 13,275,648 | 14,644,869 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,284,080 | 12,486,376 | 13,770,456 | |
| 差引増減 | 85,141 | 789,272 | 874,413 | |

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 4,165,368 | 29,329,757 | 33,495,125 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 5,490,672 | 29,334,354 | 34,825,026 | |
| 差引増減 | 1,325,304 | 4,597 | 1,329,901 | |

(父子福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|-------|--------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 80,082 | 0 | 80,082 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 5,726 | 0 | 5,726 | |
| 差引増減 | 74,356 | 0 | 74,356 | |

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|---------|---------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 77,600 | 279,058 | 356,658 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 86,400 | 699,902 | 786,302 | |
| 差引増減 | 8,800 | 420,844 | 429,644 | |

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 243,278 | 3,774,171 | 4,017,449 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,759,904 | 2,749,267 | 4,509,171 | |
| 差引増減 | 1,516,626 | 1,024,904 | 491,722 | |

(健康福祉環境部(八幡浜支局))

5 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|---------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 956,449 | 673,100 | 1,629,549 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,061,100 | 596,800 | 1,657,900 | |
| 差引増減 | 104,651 | 76,300 | 28,351 | |

(建設部)

6 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(建設部(大洲土木事務所))

7 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|-------|---------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 123,800 | 0 | 123,800 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 80,100 | 0 | 80,100 | |
| 差引増減 | 43,700 | 0 | 43,700 | |

(建設部(八幡浜土木事務所))

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|----------------|-------------------------|
| 東京事務所 | 令和3年5月21日 |
| 研修所 | 令和3年4月15日 |
| 総合科学博物館 | 令和3年5月10日 |
| 歴史文化博物館 | 令和3年5月10日 |
| 美術館 | 令和3年5月10日 |
| 消防学校 | 令和3年4月15日 |
| 消費生活センター | 令和3年4月15日 |
| 原子力センター | 令和3年5月10日 |
| 福祉総合支援センター | 令和3年4月15日 |
| 東予子ども・女性支援センター | 令和3年5月10日 |
| 南予子ども・女性支援センター | 令和3年5月10日 |
| 食肉衛生検査センター | 令和3年5月10日 |
| 動物愛護センター | 令和3年5月10日 |
| 衛生環境研究所 | 令和3年4月15日 |
| 心と体の健康センター | 令和3年4月15日 |
| 子ども療育センター | 令和3年5月10日 |
| えひめ学園 | 令和3年5月10日 |
| 計量検定所 | 令和3年5月10日 |
| 産業技術研究所 | 令和3年4月15日、 令和3年5月10日 |
| 新居浜産業技術専門学校 | 令和3年5月10日 |
| 愛媛中央産業技術専門学校 | 令和3年5月10日 |
| 宇和島産業技術専門学校 | 令和3年5月10日 |
| 大阪事務所 | 令和3年7月7日 |
| 病害虫防除所 | 令和3年4月15日 |

| | |
|---------|-------------------------|
| 農業大学校 | 令和3年5月10日 |
| 農林水産研究所 | 令和3年4月15日、 令和3年5月10日 |
| 家畜病性鑑定所 | 令和3年7月7日 |

(監査の結果)

令和2年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|------------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 6,063,150 | 27,965,150 | 34,028,300 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 6,577,460 | 26,915,350 | 33,492,810 | |
| 差引増減 | 514,310 | 1,049,800 | 535,490 | |

(福祉総合支援センター)

2 収入未済の非常勤嘱託職員報酬返納金について、債権放棄の検討も含め、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備考 |
|------|------|----------|------------|
| 29年度 | 1者 | 55,128 | 令和2年度決算による |

(福祉総合支援センター)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 2,158,650 | 6,571,900 | 8,730,550 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,665,650 | 5,029,550 | 6,695,200 | |
| 差引増減 | 493,000 | 1,542,350 | 2,035,350 | |

(東予子ども・女性支援センター)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|-----------|-----------|------------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 1,602,375 | 9,701,660 | 11,304,035 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,825,590 | 9,779,430 | 11,605,020 | |
| 差引増減 | 223,215 | 77,770 | 300,985 | |

(南予子ども・女性支援センター)

5 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区分 | 収入未済額(円) | | | 備考 |
|------|----------|-----------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 556,298 | 2,025,166 | 2,581,464 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 719,927 | 2,342,706 | 3,062,633 | |
| 差引増減 | 163,629 | 317,540 | 481,169 | |

(子ども療育センター)

6 寝具等の使用料等について、事前調定の認識不足により、納付されるまで未調定(最長5か月以上)となっており、結果として、調定日

が適正でないものや予備監査時に未調定のものがあった。今後は、愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例に基づき適正に納付させるとともに、適切な債権管理を行うこと。

(子ども療育センター)

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|-------------------|-----------|
| 教 育 総 務 課 | 令和3年8月25日 |
| 社 会 教 育 課 | 令和3年8月25日 |
| 文 化 財 保 護 課 | 令和3年8月25日 |
| 保 健 体 育 課 | 令和3年8月25日 |
| 義 務 教 育 課 | 令和3年8月30日 |
| 高 校 教 育 課 | 令和3年8月30日 |
| 人 権 教 育 課 | 令和3年8月30日 |
| 特 別 支 援 教 育 課 | 令和3年8月30日 |
| 中 予 教 育 事 務 所 | 令和3年5月10日 |
| 東 予 教 育 事 務 所 | 令和3年5月10日 |
| 南 予 教 育 事 務 所 | 令和3年5月10日 |
| 総 合 教 育 セ ン タ | 令和3年4月15日 |
| 函 書 館 | 令和3年5月10日 |
| 川 之 江 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 三 島 高 等 学 校 | 令和3年1月15日 |
| 土 居 高 等 学 校 | 令和3年1月15日 |
| 新 居 浜 東 高 等 学 校 | 令和3年1月15日 |
| 新 居 浜 西 高 等 学 校 | 令和3年1月15日 |
| 新 居 浜 南 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 新 居 浜 工 業 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 新 居 浜 商 業 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 西 条 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 西 条 農 業 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 小 松 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 東 予 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 丹 原 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 今 治 西 高 等 学 校 | 令和3年1月18日 |
| 今 治 南 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 今 治 北 高 等 学 校 | 令和3年1月18日 |
| 今 治 工 業 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 弓 削 高 等 学 校 | 令和3年2月15日 |
| 北 条 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 松 山 東 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 松 山 南 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 松 山 北 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 松 山 中 央 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 松 山 工 業 高 等 学 校 | 令和3年1月18日 |
| 松 山 商 業 高 等 学 校 | 令和3年1月18日 |
| 東 温 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 上 浮 穴 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 伊 予 農 業 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 伊 予 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 大 洲 高 等 学 校 | 令和3年1月20日 |
| 大 洲 農 業 高 等 学 校 | 令和3年1月20日 |
| 長 浜 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 内 子 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 八 幡 浜 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 八 幡 浜 工 業 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 川 之 石 高 等 学 校 | 令和3年1月20日 |
| 三 崎 高 等 学 校 | 令和3年1月20日 |
| 宇 和 高 等 学 校 | 令和3年1月20日 |
| 野 村 高 等 学 校 | 令和3年1月20日 |
| 宇 和 島 東 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 宇 和 島 水 産 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 吉 田 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 三 間 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 北 宇 和 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 津 島 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 南 宇 和 高 等 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 今 治 東 中 等 教 育 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 松 山 西 中 等 教 育 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 宇 和 島 南 中 等 教 育 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 松 山 盲 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 松 山 聾 学 校 | 令和3年1月18日 |
| し げ の ぶ 特 別 支 援 学 校 | 令和3年1月18日 |
| み なら 特 別 支 援 学 校 | 令和3年1月18日 |
| 今 治 特 別 支 援 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 宇 和 特 別 支 援 学 校 | 令和3年2月25日 |
| 新 居 浜 特 別 支 援 学 校 | 令和3年1月15日 |

(監 査 の 結 果)

令和2年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区 分 | 収入未済額 (円) | | | 備 考 |
|---------|------------|-------------|-------------|--------------|
| | 現 年 度 分 | 滞 納 繰 越 分 | 計 | |
| 2 年 度 | 57,984,000 | 226,335,529 | 284,319,529 | 金額は各年度の決算による |
| 元 年 度 | 66,860,000 | 236,337,500 | 303,197,500 | |
| 差 引 増 減 | 8,876,000 | 10,001,971 | 18,877,971 | |

(教 育 総 務 課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

| 区 分 | 収入未済額 (円) | | | 備 考 |
|-------|------------|-------------|-------------|--------------|
| | 現 年 度 分 | 滞 納 繰 越 分 | 計 | |
| 2 年 度 | 18,768,350 | 596,871,677 | 615,640,027 | 金額は各年度の決算による |
| 元 年 度 | 21,994,981 | 591,535,499 | 613,530,480 | |

| | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 差引増減 | 3,226,631 | 5,336,178 | 2,109,547 |
|------|-----------|-----------|-----------|

(人権教育課)

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|---------------|-----------|
| 警 察 本 部 | 令和3年8月27日 |
| 四 国 中 央 警 察 署 | 令和3年2月10日 |
| 新 居 浜 警 察 署 | 令和3年3月18日 |
| 西 条 警 察 署 | 令和3年2月10日 |
| 西 条 西 警 察 署 | 令和3年3月18日 |
| 今 治 警 察 署 | 令和3年3月29日 |
| 伯 方 警 察 署 | 令和3年2月15日 |
| 松 山 東 警 察 署 | 令和3年2月15日 |
| 松 山 西 警 察 署 | 令和3年3月18日 |
| 松 山 南 警 察 署 | 令和3年2月15日 |
| 久 万 高 原 警 察 署 | 令和3年3月18日 |
| 伊 予 警 察 署 | 令和3年2月10日 |
| 大 洲 警 察 署 | 令和3年3月18日 |
| 八 幡 浜 警 察 署 | 令和3年2月10日 |
| 西 予 警 察 署 | 令和3年3月18日 |
| 宇 和 島 警 察 署 | 令和3年3月18日 |
| 愛 南 警 察 署 | 令和3年3月18日 |

(監査の結果)

令和2年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区 分 | 収入未済額(円) | | | 備 考 |
|------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 597,000 | 1,152,000 | 1,749,000 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 1,236,000 | 2,378,000 | 3,614,000 | |
| 差引増減 | 639,000 | 1,226,000 | 1,865,000 | |

(警察本部)

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

| 区 分 | 収入未済額(円) | | | 備 考 |
|------|----------|---------|---------|--------------|
| | 現年度分 | 滞納繰越分 | 計 | |
| 2年度 | 125,700 | 175,426 | 301,126 | 金額は各年度の決算による |
| 元年度 | 214,200 | 464,026 | 678,226 | |
| 差引増減 | 88,500 | 288,600 | 377,100 | |

(警察本部)

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備 考 |
|----------------------|------|-----------|------------|
| 平成17年度、平成19年度及び令和元年度 | 3者 | 1,496,754 | 令和2年度決算による |

(警察本部)

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(警察本部)

5 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。

(四国中央警察署)

6 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備 考 |
|------|------|----------|------------|
| 18年度 | 1者 | 789,931 | 令和2年度決算による |

(今治警察署)

7 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(伯方警察署)

8 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備 考 |
|------|------|----------|------------|
| 29年度 | 2者 | 82,422 | 令和2年度決算による |

(松山東警察署)

9 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両、相手方工作物及び当該車両の毀損があった。

(松山東警察署)

10 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(松山西警察署)

11 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備 考 |
|------|------|----------|------------|
| 28年度 | 1者 | 710,822 | 令和2年度決算による |

(松山南警察署)

12 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(松山南警察署)

13 職員の不注意により警察車両による事故が発生(2件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があり、県に多額の損害(1,218,930円)を与えた。

(伊予警察署)

14 職員の不注意により警察車両による事故が発生(4件)し、当該車両の毀損があった。

(大洲警察署)

15 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

| 調定年度 | 債務者数 | 収入未済額(円) | 備 考 |
|------|------|----------|------------|
| 23年度 | 1者 | 175,000 | 令和2年度決算による |

(宇和島警察署)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年10月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者及び会計責任者の氏名 | | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------|---------------|--------|---------------|-----------|
| | 代表者 | 会計責任者 | | |
| 黒川理恵子後援会 | 矢野 準子 | 黒川 理恵子 | 西条市大町679-14 | 令和3年9月17日 |
| 井上とみひろ後援会 | 井上 智景 | 山内 健司 | 松山市住吉二丁目12-11 | 令和3年9月21日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和3年10月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------|--------|------------|-----------------|---------------|-----------|
| 自由民主党双海支部 | 吉久 俊介 | 主たる事務所の所在地 | 伊予市双海町上灘甲5709-1 | 伊予市双海町上灘甲1145 | 令和3年6月12日 |
| | | 代表者 | 吉久 俊介 | 亀岡 幹児 | |
| 自由民主党愛南支部 | 原田 達也 | 主たる事務所の所在地 | 南宇和郡愛南町緑乙3290 | 南宇和郡愛南町正木1833 | 令和3年8月1日 |
| | | 代表者 | 原田 達也 | 内倉 長蔵 | |
| | | 会計責任者 | 佐々木 史仁 | 原田 達也 | |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------------|--------|---------------|-------------------|---|-------------|
| 新時代戦略研究会 | 西岡 新 | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体公職の種類（第1号）衆議院議員公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）西岡 新 衆議院議員 | 平成30年12月31日 |
| 周桑民社協会 | 竹本 良賢 | 代表者 | 竹本 良賢 | 神野 祐一 | 令和3年9月1日 |
| | | 会計責任者 | 高橋 保博 | 竹本 良賢 | |
| 住重労働政治活動委員会愛媛支部 | 竹本 良賢 | 代表者 | 竹本 良賢 | 神野 祐一 | 令和3年9月1日 |
| | | 会計責任者 | 高橋 保博 | 竹本 良賢 | |
| 金澤功後援会 | 金澤 功 | 主たる事務所の所在地 | 伊予市下吾川1378-4 | 伊予市下吾川1624-3 | 令和3年9月15日 |
| 村上常雄後援会 | 井上 光子 | 主たる事務所の所在地 | 大洲市北只572-6 | 大洲市北只571-1 | 令和3年9月16日 |
| 浅田美幸後援会 | 山崎 八重美 | 代表者 | 山崎 八重美 | 土居 裕之 | 令和3年9月24日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年10月22日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|------------|--------|-----------|
| くろかわ理恵子後援会 | 矢野 準子 | 令和3年8月31日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和3年10月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|-----------|-----------|---------|-------|-------------|
| 西岡 新 | 新時代戦略研究会 | 公 職 の 種 類 | 愛媛県議会議員 | 衆議院議員 | 平成30年12月31日 |